番号区画	番号使用数(1)+(2)+(3)+(4)+(5)+(6)						番号未使用数		番号休止数	番号ポータビリティに係る番号使用数	合計
	(1)うちアナログ電話	(2)うち総合デジタル通信サービス	(3)うちIP電話	(4)うちダイヤルインレンジ番号使用数	(5)うち利用者から見えない形で使用されるもの数	うち電話転送役務の数	うち卸提供数	うち永続的に使用予定のないもの数			
合計											

［注１～12　略］

［第２表・第３表　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

番号区画	番号使用数(1)+(2)+(3)+(4)+(5)						番号未使用数		番号休止数	番号ポータビリティに係る番号使用数	合計
	(1)うちアナログ電話	(2)うち総合デジタル通信サービス	(3)うちIP電話	(4)うちダイヤルインレンジ番号使用数	(5)うち利用者から見えない形で使用されるもの数	うち電話転送役務の数	うち卸提供数	うち永続的に使用予定のないもの数			
合計											

［注１～12　同左］

［第２表・第３表　同左］

（電気通信番号規則の一部改正）

第七条　電気通信番号規則（令和元年総務省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（軽微な変更の届出等） **第十二条**　電気通信事業法施行規則第七条第一項又は第九条第三項の規定により氏名等の変更の届出をした者は、法第五十条の六第三項の規定による法第五十条の二第二項第一号に掲げる事項の変更に係る届出をしたものとみなす。 ［２～５　略］	（軽微な変更の届出等） **第十二条**　電気通信事業法施行規則第七条又は第九条第二項の規定により氏名等の変更の届出をした者は、法第五十条の六第三項の規定による法第五十条の二第二項第一号に掲げる事項の変更に係る届出をしたものとみなす。 ［２～５　同上］